

# おおいた動物愛護センター（仮称）基本構想

（案）

大分県・大分市

# 目次

第1章 大分県における動物愛護管理の現状と課題	
1 動物愛護管理の現状	1
2 動物愛護管理の課題	2
3 動物愛護管理に対する県民や有識者からの意見	3
4 動物愛護管理についての取組	5
第2章 動物愛護センターの必要性	6
第3章 動物愛護センター整備の考え方	
1 動物愛護センターの基本的な考え方	7
2 大分県と大分市の共同設置	7
第4章 動物愛護センターの役割	8
第5章 動物愛護センターの機能及び施設規模	
1 必要な機能	9
2 収容動物数の想定	13
3 必要な施設と使用目的	13
第6章 設置場所	
1 立地条件の検討	16
2 設置場所等	17
第7章 整備スケジュール	17
第8章 管理運営方法	
1 管理運営体制	17
2 その他	17

# 第1章 大分県における動物愛護管理の現状と課題

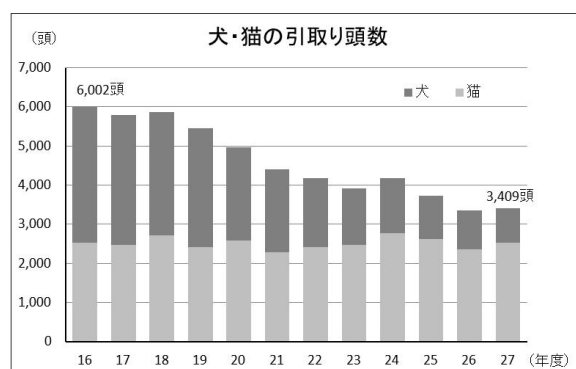
## 1 動物愛護管理の現状

### (1) 全般

県では、平成18年10月に国が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に即して、県の現状や課題を踏まえた上で、平成20年度から10年間を計画期間とする「大分県動物愛護管理推進計画」（以下、「1次計画」という。）を策定した。その後、平成24年9月の「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動愛法」という。）の改正と平成25年8月の基本指針の改正に合わせて、1次計画を見直し、平成26年度から10年間を計画期間とする「第2次大分県動物愛護管理推進計画」（以下、「2次計画」という。）を策定した。

人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会を目指す2次計画では、平成35年度の犬・猫の引取り数を、平成16年度（6,002頭）比75%減の1,500頭を数値目標として、犬・猫の引取り時の指導、返還や譲渡の推進、終生飼養の指導、啓発等に取り組んでいる。

しかしながら、平成27年度の犬・猫の引取り数は3,409頭で、平成35年度目標の1,500頭にはまだ大きな隔たりがある。平成27年度の引取り数の犬猫の内訳は、犬が875頭、猫が2,534頭で、犬については年々減少しているが、猫についてはほぼ横這いである。

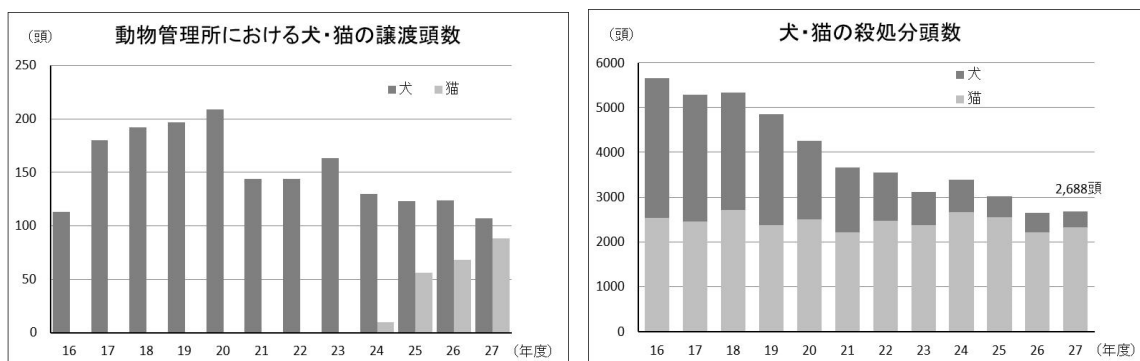


### (2) 動物管理所の現状

県は、昭和49年に各保健所から搬入される犬の収容・処分施設として大分市小野鶴に大分県犬管理所を設置し、その後平成元年に同敷地内に動物愛護普及啓発用の管理棟を増設、大分県動物管理所と名称を変更した。平成6年度から動物管理所に非常勤の獣医師を配置するとともに、子犬の譲渡会を開始した。平成9年4月からは中核

市となった大分市の犬抑留のために県が施設の一部使用を許可するとともに、抑留犬及び引取りした犬・猫の殺処分について大分市が県に委託することとなった。また、平成24年度には、譲渡用子猫舎を設置し、子猫の譲渡会を開始したが、譲渡会では、動物愛護ボランティアがサポートをするとともに、公益社団法人大分県獣医師会は譲渡した犬、猫の不妊去勢手術の助成事業を行っている。

平成27年度、動物管理所で譲渡した犬・猫は195頭であったが、一方で、殺処分した犬・猫は2,688頭であった。



## 2 動物愛護管理の課題

### (1) 動物管理所の課題

現在の動物管理所は、犬の収容・処分を前提とした施設であるため、以下のような課題がある。

- ① 収容動物を個別に保管、管理、飼養する設備がない。
- ② 敷地面積や来場者用駐車場が狭い。
- ③ 収容動物の健康管理施設の整備が不十分である。
- ④ 検疫設備がなく、感染症対策が不十分である。
- ⑤ 動物愛護を啓発する施設がない。
- ⑥ 老朽化（建築後約30年経過）。
- ⑦ 収容動物のための空調設備がない。

### (2) 保健所の課題

保健所では、抑留所に収容した動物の保管・管理、返還、譲渡とともに、動物愛護普及啓発事業を行っている。保健所の抑留施設には、以下のような課題がある。

- ① 犬・猫を個別に保管・管理することができない。
- ② 譲渡用猫の飼養施設がない。
- ③ 譲渡用動物のための検疫設備がなく、感染症対策が不十分である。
- ④ 老朽化している。

### (3) 大分市の課題

大分市は、平成9年4月に中核市に移行し、狂犬病予防法や動愛法に基づく業務を所管することとなった。しかし、大分市は抑留施設、処分施設を持っていないことから、犬の抑留のために県の許可を得て動物管理所の一部を使用するとともに、抑留犬及び引取した犬・猫の処分業務を県に委託している。そのため、動物管理所の課題は、大分市の課題でもある。さらに、獣医師の執務室と抑留施設間の距離が離れているため、抑留犬の健康管理のために往復移動する時間が業務を圧迫している。

## 3 動物愛護管理に対する県民や有識者からの意見

### (1) 県民の意見

#### ① 県政への提言、知事への提案

平成25年度は14件、平成26年度は17件、平成27年度は26件の動物愛護関係の提言や提案があった。それらの内容は、「殺処分を減らすべきである」、「しつけ教室を頻繁に開けば、殺処分される犬が減少する」、「野良猫の避妊・去勢手術に補助をして欲しい」、「猫の放し飼いを禁止する条例を作って欲しい」等であった。

#### ② 県政モニターへのアンケート調査

平成27年度、県政モニター75名を対象に動物愛護管理に関するアンケート調査の結果、行政が取組を強化すべき項目としては、「犬や猫の譲渡事業の推進」、「動物取扱業者への指導」、「犬のしつけ教室」、「飼い主のいない猫への避妊・去勢手術補助」との回答があった。

#### ③ 親子ふれあい動物フェスタでのアンケート調査

親子ふれあい動物フェスタは、例年動物愛護週間中の休日に県と大分市で共同開催し、10,000名以上が来場する。来場者への動物愛護管理に関するアンケート調査では、毎年90%以上が「動物愛護拠点施設整備が必要」と回答した。

#### ④ 動物愛護シンポジウム

平成27年度県内の6市町（大分市、別府市、佐伯市、日出町、日田市、宇佐市）7会場でシンポジウムを開催し、約500名の参加者があった。シンポジウムでは、動物愛護の現状と課題、新たな動物愛護拠点施設の必要性について議論を行い、動物愛護拠点施設に対する理解を深めた。

#### ⑤ 動物愛護推進員からの意見

県知事が委嘱する動物愛護推進員（平成27年度90名）から、動物愛護拠点施設について、「譲渡猫の避妊・去勢手術や疾病検査の機能を持たせる」、「動物と人が供にくつろげるドッグランや公園を設置する」、「命の大切さを学ぶ教育の場として活用する」、「動物に興味がない人や嫌いな人向けのイベントを開催する」、「処分されている動物の存在を隠さない」等の意見が出された。

## ⑥ 署名提出

県内の動物愛護ボランティアグループから、「平成25年度、大分県動物管理所で殺処分された犬猫は約3,000頭、全国の自治体では1年間に13万頭も殺処分されています。殺処分を限りなく減らすために動物愛護センターの設置を要望します。」という内容の動物愛護拠点施設の設置を求める12,688名分の署名が提出された。

## (2) 有識者の意見

### ① 「動物愛護推進体制あり方検討会」報告書

本検討会は、平成24年9月の動愛法改正に合わせて設置され、平成25年10月に報告書が作成された。主な報告内容は以下のとおりである。

- ・個別収容ができ個体管理が可能な、新たに譲渡を推進することができる施設整備が必要
- ・新施設には、人と動物の共生する社会の実現を図る動物愛護の普及啓発、返還、譲渡の推進、殺処分の更なる減少のための保管施設の機能、終生飼養や適正な繁殖に係る適正飼養の普及啓発、狂犬病等の動物由来感染症対策、災害対応の機能が必要
- ・県と大分県獣医師会やボランティアとの良好な協力関係を維持発展させる
- ・県と大分市と連携し、共同で設置、運営する
- ・新たな施設を拠点とした動物愛護推進体制を検討

### ② 「動物愛護拠点施設調査検討委員会」報告書

本委員会は、「動物愛護推進体制あり方検討会報告書」を受け新設する施設に必要な機能等を検討するために設置され、平成26年11月に報告書が作成された。主な報告内容は以下のとおりである。

- ・施設の主要な業務は、譲渡返還部門、啓発教育活動部門
- ・譲渡返還部門は、返還・譲渡を推進するための人と動物の受入施設充実が重要
- ・啓発教育活動部門は、終生飼養の推進のための啓発教育活動が重要
- ・災害発生時の動物保護に活用できるドッグランや駐車場等が必要

### ③ 動物愛護推進協議会

本協議会は、動物愛護推進員の委嘱の推進や活動支援、大分県動物愛護管理推進計画に基づく施策の評価や助言、動物愛護関係者のネットワーク形成の推進及び動物愛護管理に関する啓発活動を行うため、動物愛護関係団体の代表者や学識経験者などで組織し、平成20年に設置された。平成27年度の協議会での意見は以下のとおり。

- ・新たに設置する施設は、人と動物の正しい関わり方を学ぶ場として、学校教育と積極的な連携が必要
- ・新たに設置する施設では、臭いを含めた広い視点で動物を理解できるようにして欲しい

## 4 動物愛護管理についての取組

現在、動物管理所や保健所で、以下の動物愛護管理についての取組をしている。

- (1) 動物管理所での子犬、子猫の譲渡会、保健所での犬、猫の譲渡
- (2) 保育園、幼稚園や小学校での動物愛護なかよし教室、動物ふれあい教室、いのちの授業等の動物愛護啓発事業
- (3) 動物愛護啓発イベント（親子ふれあい動物フェスタ）、犬のしつけ教室の開催

今後、動物愛護管理を一層推進するため、各保健所や動物管理所単位ではなく、動物愛護拠点施設（動物愛護センター）を核とした総合的な取組が必要である。

## 第2章 動物愛護センターの必要性

### 1 動物愛護センターの必要性

近年、核家族化や少子高齢化などの進展に伴い、犬や猫などの動物を飼養する人が増加している。しかも、これらの動物は、単なる愛玩の対象としてだけでなく、人生の伴侶や家族の一員としての認識が高まっており、人と同じような位置付けになっている。

平成24年の動愛法改正では、動物の飼い主等への終生飼養の責務が追加されるとともに、都道府県に対して、殺処分がなくなることを目指して、引き取った犬、猫の返還、譲渡に関する努力義務規定が追加された。これを受け本県においても、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県をめざして2次計画を策定し、施策を遂行してきた。

本県の現状について見ると、犬猫の引取り頭数は、年々減少傾向にあるものの、平成27年度は3,409頭で、2次計画に掲げている数値目標（平成35年度の犬、猫の引取り数1,500頭）の倍以上の状態である。また、犬、猫の殺処分頭数も年々減少傾向にあるものの2,688頭であった。

引取り頭数を減らすには、終生飼養や動物の適正管理の指導、動物愛護の普及啓発を推進することが重要であり、動物の適正飼養、動物愛護や命の尊さについて県民が広く学習することができる施設が必要となる。

殺処分頭数を減らすには、収容した動物の返還や譲渡の推進が重要であり、収容した動物を一定の規模で一定の期間、個別に収容し、個体毎に管理できる施設が必要となる。

しかしながら、本県には上記の機能を持つ施設がないため、多くの県民や有識者から動物愛護拠点施設の設置を求める声が上がっている。

以上のことから、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県を実現するために、収容した動物を動物愛護・動物福祉の観点から適正に飼養・保管するとともに、譲渡の推進、動物愛護啓発、動物とのふれあい・正しい飼い方・しつけの学び、ボランティア活動の支援等の場所を備えた新たな動物愛護拠点施設（動物愛護センター）の整備が必要となる。



## 第3章 動物愛護センター整備の考え方

### 1 動物愛護センターの基本的な考え方

#### (1) 「人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会」の実現に寄与する施設

平成25年度に策定した「第2次大分県動物愛護推進計画」に掲げた「人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会」の実現に向けた動物愛護に関する各種事業を推進するための拠点施設とする。

#### (2) 誰もが利用できる施設

動物と身近に接することができ、人と動物に優しい誰もが利用できる施設とし、親しみやすい外観を持ち、収容動物の鳴き声・臭気等について近隣に配慮した対策を実施し、周辺的生活環境を損なわないものとする。

また、太陽光発電等自然エネルギーや、災害時の動物の収容機能等についても整備する。

#### (3) 動物ボランティア等との協働で進める施設

動物愛護ボランティアや（公社）大分県獣医師会等との協働で、動物への理解を広め・深める活動を通じた動物愛護管理に関する各種啓発事業や、収容動物の譲渡事業の充実を目指す。

### 2 大分県と大分市の共同設置

動物愛護管理行政を一層推進するために必要となる動物愛護センターを、県と大分市それぞれで設置することは非効率的である。これまでの動物愛護管理行政の経緯を踏まえ、県と大分市で動物愛護センターを共同設置、共同運営することが効率的かつ効果的である。

## 第4章 動物愛護センターの役割

2次計画を実現し、「人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会」を構築していくために、動物愛護センターの役割を以下のとおりとする。

### 1 動物を通じて命の大切さを感じる場

動物の福祉を考慮した適正な飼養及び保管を図り、動物の命を尊重し、人の生活に配慮した譲渡を推進する。また、譲渡希望者に対しては、動物の習性や終生飼養等について教育を行う。また、災害発生時の被災動物の救護拠点として、動物の収容や保護、同行避難者の受け入れを行う。

### 2 人と動物の正しい関わり方を学ぶ場

多くの人に、動物とのふれあい、しつけ教室や飼い方教室等による動物との正しい関わり方を学習する場、動物や人の命の尊さについて教育する場を提供する。

### 3 人づくり、環境づくりを通じて人と動物の共生を推進する場

動物愛護精神の普及啓発を図る上で重要な役割を担っている動物愛護推進員やボランティアの育成や活動・交流・情報発信の場を提供する。また、人と動物がくつろぎながら交流できるドッグランを併設する。

加えて、ペットを取り巻く問題は年々複雑化し、医療、福祉等の他職種関係者の協力なしでは解決できない問題も多くなっているため、今まで関係が希薄であった職種や各種学校の関係者に対して、人と動物の関係に関する正しい知識を学習できる場を提供する。

## 第5章 動物愛護センターの機能及び施設規模

### 1 必要な機能

#### (1) 「動物を通じて命の大切さを感じる場」として必要な機能

##### ① 保護収容動物の適正な飼養管理

- ・保護収容動物については、健康面、衛生面、習性等に配慮し、動物種に適した環境にて個別に飼養管理を行う。
- ・譲渡用収容動物については、必要に応じ健康診断等を実施し、健康管理、特に感染症対策、ストレス対策を十分に行い、また、一定の運動を要する動物については、適切な運動ができるよう配慮する。
- ・負傷した動物を保護・収容した場合は、適切な処置を行う。

(主な必要施設)

犬飼養施設(犬観察室、犬隔離室、譲渡犬飼養室)、猫飼養施設(猫観察室、子猫室、譲渡猫飼養室)、検査・治療室、負傷動物収容室

##### ② 動物の返還

- ・犬を保護収容した場合は、市町村と迅速に連携し、犬登録原簿から保護した場所の周辺の飼い主を探すとともに、ホームページ等を活用し、迅速に県民へ情報提供を行い、飼い主への返還を図る。
- ・返還時には、飼い主に対しては、動物の逸走を繰り返さないよう適正な飼養管理指導を行う。

(主な必要施設)

指導面接室、犬飼養施設、猫飼養施設

##### ③ 動物の譲渡

- ・保護収容した動物のうち一定期間経過後も飼い主不明の動物及び飼い主から引き取った動物で譲渡に適性のある動物については、出来る限り生命を尊重し、積極的に譲渡を行い、成犬、成猫についても、高齢者でも飼養できる場合があるなどのメリットを積極的にPRして譲渡を進める。
- ・譲渡を行うにあたり、希望者に対し、住居等環境が飼養可能な状況か等を事前に十分審査し、場合によっては、訪問等の調査を実施する。
- ・譲渡希望者と譲渡動物の相性が良いことが重要なため、試験飼養期間等飼養者と動物の相性を確認できる制度を設け、必要に応じて基本的なしつけ、訓練を実施し、健康管理、トリミング等も行う。

・積極的に新しい飼い主を探すため、ホームページ等で譲渡に関する情報を広く公開するとともに、動物愛護センターからの譲渡と同様な条件、審査により譲渡が行える団体による譲渡について協議を進める。また、譲渡後の繁殖を防ぐため不妊去勢手術を行う。

(主な必要施設)

譲渡犬飼養室、譲渡猫飼養室、トリミング室、ふれあいコーナー

#### ④ 適正・終生飼養の指導

・譲渡希望者には、譲渡前に、動物の習性等を十分理解してもらい、適正飼養・終生飼養を行えるよう定期的な講習会を実施する。

(主な必要施設)

指導面談室、会議室、検査・治療室

#### ⑤ 保護収容動物の措置

・保護収容した動物のうち、咬傷加害歴がある等譲渡に適さない、あるいは負傷・疾病の程度がひどく回復の見込みがない等やむを得ない場合に安楽死処分及び焼却を行う。

・今後、動物愛護施策を推進することで殺処分頭数の減少を図ることを目標としていることから、動物愛護センターに多額の予算をかけて殺処分施設、焼却施設を新設することは見送り、当面の間、現動物管理所を動物愛護センターの施設として継続使用の方が効率的である。

#### ⑥ 災害等緊急時における動物の避難救護活動の拠点

・大規模災害が発生した際には、動物愛護センターは被災動物の避難救護活動の拠点となるため、平常時には救護活動に必要な物資を保管、管理し、発災時は飼い主と飼養動物の同行避難を受け入れる。

・放浪動物による人への危害防止や生活環境の保全の観点から、被災者が安心・安全に避難するために、迅速に放浪動物の保護を行う。

・危険動物の逸走防止、被災動物の捕獲・収容及び餌の確保等の避難救護活動を行うために、市町村、獣医師会、ボランティア等関係機関等との連携協力を図るとともに実践的な訓練を実施する。

・災害時の飼い主と飼養動物の同行避難について、平時から備えるべき対策について意識を持ち、動物の避難に必要な用具等を準備し、普段からしつけや健康管理をしておくよう飼養者への普及啓発を行う。

(主な必要施設)

会議室、倉庫、多目的広場、来場者用駐車場、ドッグラン

## (2) 「人と動物の正しい関わり方を学ぶ場」として必要な機能

### ① 適正飼養講習会

定期的な動物の適正飼養等の普及啓発事業とともに、県内に出向く普及啓発を実施する。

(主な必要施設)

指導面接室、会議室

### ② しつけ方・飼い方教室

飼養者に対して、基本的しつけやマナーを学べる講義及び実践式のしつけ方教室の場や、動物飼養に関わらず多くの人を対象に、動物の習性、動物との正しい接し方等を学ぶ講座を実施する。

(主な必要施設)

会議室、多目的広場

### ③ 動物愛護の普及啓発及び動物の習性等理解の推進

動物の習性等を理解してもらうために、飼い主体験など動物と人との適切な関係を築く機会や場所を設ける。また、動物飼養に関わらず多くの人を対象に、動物にストレスの及ばない範囲においてふれあい教室などを実施し、動物の習性、動物との正しい接し方等を学ぶ場とする。

(主な必要施設)

猫モデル室、ふれあいコーナー、啓発展示コーナー、多目的広場

### ④ 教育学習（人と動物の関係、人と人との関係を育む教育）

・人と動物との関わりに気付き、命に対する責任について学ぶ学習等を広く学校に呼びかけ動物愛護センターでの動物教育、学校への出前講座等を学校、教育委員会と連携して開催できるよう進める。

・「人と動物」という視野にとどまらず、この教育がひいては、社会における他者、他人に対する意識の広がりをも促すものであると認識し、広い意味の「命の教育」の一環として動物愛護教育を行う。

(主な必要施設)

会議室、譲渡犬飼養室、ふれあいコーナー、啓発展示コーナー

### ⑤ 不適正飼養者に対する調査・指導

県民から相談のあった不適正な動物飼養者に対し、積極的な立入調査及び指導等を行う。

(主な必要施設)

指導面談室

## ⑥ イベント

多くの県民に参加していただき、動物への理解を深めてもらうため、動物愛護フェスティバル等を実施する。

(主な必要施設)

多目的広場、ドッグラン、来場者用駐車場

## (3) 「人づくり、環境づくりを通じて人と動物の共生を推進する場」として必要な機能

### ① 動物と楽しみ、住民が交流するとともに情報発信を行う場の提供

犬の運動不足を解消することで健康増進を図るとともに、人と犬が安心して楽しくふれあい、犬同士、人同士が交流できるドッグラン等を設置し、多くの人を呼び込む。ドッグラン利用者に対して、動物愛護管理や狂犬病予防に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。

(主な必要施設)

ドッグラン、来場者用駐車場、

### ② ボランティア活動、動物愛護推進員活動の支援

動物愛護に関わる様々な民間活動が行いやすいような活動支援の基盤や制度を整える。具体的な例としては、①ボランティアの支援のための研修プログラムやそのための教材の開発、②ボランティア自らが開催するセミナー等の支援、③動物愛護センターの一部分に一定のルールに基づいてボランティアが利用できる部屋(ないし空間)を設け、ボランティア間やボランティアと獣医師等専門家との間の交流が進むように努める。

(主な必要施設)

ボランティア等研修室、会議室

### ③ 動物関係学校の実習

獣医大学の学生、動物看護師養成学校、トリマー養成学校等の学生を受入れ、保護収容動物に実際に接し、犬猫の放棄、捕獲収容の実態、譲渡の進め方、適正飼養の必要性、普及啓発等、動物愛護センターでなければ学ぶことができないことの実習の場としても活用することを目指す。

(主な必要施設)

犬飼養施設、猫飼養施設、猫モデル室、検査・治療室、トリミング室、ふれあいコーナー、多目的広場

#### ④ 付帯施設における機能

学校の子どもたちや県民が集まりやすい諸設備(バス等大型車両が駐車可能な来場者用駐車場、多人数が集合できる屋根のある空間など)を備える。

(主な必要施設)

多目的広場、来場者用駐車場

#### ⑤ 動物由来感染症の情報収集と発信・啓発

人獣共通感染症に関する情報収集を行い、広く県民に発信・啓発する。

(主な必要施設)

啓発展示コーナー、会議室

#### ⑥ 動物に関する苦情相談の受付・対応

動物に関する苦情相談を受け付け、人と動物が共生できるようにトラブルの解決を促す。

(主な必要施設)

指導面談室、啓発展示コーナー

## 2 収容動物数の想定

### (1) 犬について

過去5年間の引取り、捕獲頭数及び平均飼養期間から想定される観察室の収容頭数は20頭、隔離室の収容頭数は6頭、譲渡犬飼養室の収容頭数は30頭とする。

### (2) 猫について

過去5年間の引取り頭数及び平均飼養期間から想定される猫観察室の収容頭数は40頭、子猫室の収容頭数は20頭、譲渡猫飼養室の収容頭数は30頭、猫モデル室の収容頭数は10頭とする。

## 3 必要な施設と使用目的

### (1) 管理棟 (おおよそ 1,000 m<sup>2</sup>)

施設名	使用目的
指導面談室	・ 譲渡希望者の面接や審査 ・ 適正飼養相談

啓発展示コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発資料の展示</li> <li>・譲渡動物情報</li> <li>・行方不明動物情報</li> <li>・適正飼養等の物品展示</li> <li>・家庭動物、産業動物、野生動物と人との関わりの展示</li> </ul>
会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡前適正飼養講習会</li> <li>・動物愛護啓発等講習会</li> <li>・動物取扱責任者研修会</li> <li>・犬のしつけ教室</li> <li>・各種会議</li> <li>・動物愛護推進員、ボランティア研修</li> <li>・県民が自ら実施するセミナー等研修の場</li> <li>・動物関係学校の実習</li> <li>・大規模災害時は同行避難場所として利用</li> </ul>
ボランティア等研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア等の研修、動物愛護センター関係者との協議の場</li> </ul>
事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付及び職員執務室</li> <li>・活動時のボランティアスペース</li> </ul>
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発資材保管</li> <li>・ボランティア等活動資材保管庫</li> <li>・災害時関連物資（屋外別設置）</li> </ul>
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員更衣室（男女別）</li> </ul>
書庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類の保管（文書、関連書籍）</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女別で、バリアフリー対応</li> </ul>
シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女別</li> </ul>

## （2）動物保護棟（おおよそ 1,000 m<sup>2</sup>）

施設名	使用目的
犬観察室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲犬の抑留</li> <li>・引取り・捕獲犬の健康状況観察</li> <li>・適正譲渡のための観察等</li> </ul>
犬隔離室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症等の疾病罹患犬の隔離</li> <li>・咬傷事故犬の経過観察</li> <li>・狂犬病疑い経過観察</li> </ul>
譲渡犬飼養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡対象犬の飼養</li> <li>・譲渡希望者の見学</li> <li>・運動施設</li> </ul>



猫観察室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引取り猫の健康状況観察</li> <li>・適正譲渡のための観察</li> </ul>
子猫室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子猫の飼養</li> </ul>
譲渡猫飼養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡対象猫の飼養</li> <li>・譲渡希望者の見学</li> </ul>
猫モデル室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡後の室内飼養のための飼養</li> <li>・室内飼養の普及啓発</li> </ul>
検査・治療室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引取り、保護、譲渡用犬猫の検診、治療</li> <li>・負傷動物の治療</li> <li>・飼い主のいない猫、譲渡用犬猫の不妊・去勢手術</li> <li>・譲渡用犬猫へのワクチン接種</li> <li>・疾病診断のための精密検査</li> <li>・狂犬病等の動物由来感染症の検査</li> </ul>
トリミング室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡用犬猫の衛生管理のための洗浄、トリミング</li> <li>・動物関係学校の実習</li> </ul>
負傷動物収容室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷した犬猫等の動物を収容</li> </ul>
配膳飼料室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養犬猫等への飼料調製、配布</li> <li>・使用済み食器の洗浄消毒</li> </ul>
ふれあいコーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡の適正有無を判断するため室内行動を観察</li> <li>・譲渡希望者との動物のマッチング</li> <li>・動物とのふれあいを通し、命を感じ、癒やしを感じる</li> <li>・モデル犬猫等との正しい接し方等を学ぶ</li> <li>・譲渡犬のフォローアップ（しつけ方に悩んでいる飼い主を対象に、自分の飼い犬を用いてしつけ方・飼い方指導を行う）</li> <li>・パピー教室</li> </ul>
啓発展示コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発資料の展示、物品展示</li> <li>・譲渡・行方不明動物情報</li> </ul>

### （3）付帯施設

#### ① 屋外施設（約 4,000 m<sup>2</sup>）

施設名	使用目的
多目的広場 (約 1,000 m <sup>2</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡犬との交流の場</li> <li>・実践型のしつけ・訓練場</li> <li>・動物愛護フェスティバル等のイベント会場</li> <li>・大規模災害時は保護施設等として利用</li> </ul>

ドッグラン (約 3,000 m <sup>2</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼い主と犬が楽しくトレーニングを行う</li> <li>・ 犬と犬、人と人との交流</li> <li>・ 動物愛護管理情報の発信、提供</li> <li>・ 狂犬病法の登録、予防注射の普及、啓発</li> <li>・ 動物愛護フェスティバル等のイベント会場</li> <li>・ 大規模災害時は保護施設や同行避難受入れ場所として利用</li> </ul>
------------------------------------	--

② 来場者用駐車場等 (約 4,000 m<sup>2</sup>)

施設名	使用目的
来場者用駐車場	・ 普通乗用車、大型バスなどの団体来場者に対応

## 第6章 設置場所

### 1 立地条件の検討

動物愛護センターの設置場所の立地条件については、その設置目的や機能、特性等を踏まえ、次のような条件を想定する必要がある。

(1) 敷地面積

- ・ 動物愛護センターの敷地面積として最低10,000 m<sup>2</sup>以上を確保できること。

(2) 周辺環境

- ・ 動物にストレスがかからない場所であること
- ・ 動物の鳴き声等に配慮し、住宅地から一定程度距離があること

(3) 県民の利用

- ・ 広く県民が利用できるように動物愛護センターの設置場所は全県からのアクセスが良い場所であること
- ・ 相当数の県民の利用が期待できる場所であること

(4) 安全性

- ・ 災害時の被災動物救護の拠点施設であるため、津波による被害を受けない場所であること。

## 2 設置場所等

### (1) 設置予定場所

大分市大字廻栖野字田吹原3231番地2 現みどりマザーランドの一部

### (2) 設置した場合に期待される効果等

- ・敷地が広大であり、災害時の拠点として活用可能
- ・高速道路インターチェンジからのアクセスが良好
- ・住宅地から一定の距離があり、犬猫の鳴き声等による影響が少ない
- ・動物管理所から近い

## 第7章 整備スケジュール

動物愛護センターは、動物愛護活動の拠点となる施設となることから、関係者及び県民の期待も大きなものとなっている。こうしたことから、平成30年度中の完成を目指すこととする。

## 第8章 管理運営方法

### 1 管理運営体制

- ・動物愛護センターの管理運営は、県・大分市による直営管理方式とする。
- ・警備、清掃、設備管理、動物愛護の普及啓発に関する事業等については、業務委託を検討する。
- ・ドッグラン等の付帯施設については、指定管理やネーミングライツ等による民間活力の導入を検討する。

### 2 その他

動物愛護センターやドッグランを多くの県民が利用できるように、土・日曜日、祝日の開所も検討する。